

2019年11月

お客様各位

豊橋信用金庫

## インターネット支店取引規定等の改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、取引規定等を改定いたします。改定後は、お客様との新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を再度確認させていただく場合があります。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、改定後の取引規定等は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改定する規定

- (1) インターネット支店取引規定
- (2) インターネット支店専用普通預金規定
- (3) インターネット支店専用定期預金規定

#### 2. 改定の開始時期

2019年12月2日（月）

#### 3. 主な改定内容

- ・「取引の制限等」条項の新設

(インターネット支店取引規定の抜粋)

#### インターネット支店取引規定（取引の制限等）の新設

- (1) 当金庫は、お客さまの情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって届出てください。お客さまが当金庫に届出た在留期間が経過したときは、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

以 上